

# 同好会メンバー大募集！



## 民謡

【開催日】年10回程度  
第2水曜日 13:30~15:30

民謡同好会では、年10回程度、第2水曜日に13:30~15:30まで、民謡同好会を行っています。講師はソニーミュージック専属の松子流名取・佐藤松千恵先生です。受講料は年間12,000円（前納）です。



## ゴルフ

【開催日】年2回程度  
(6月・12月)

ゴルフ同好会では、6月と12月の年2回、ゴルフコンペを行っております。12月には、よみうりゴルフ倶楽部にて忘年会コンペも開催。腕に自信のある方、ゴルフが大好きな方、ゴルフで交流を深めたい方、会員登録お待ちしております！会費はなし。登録のみお願いします。



## 陶芸

【開催日】年6回（偶数月）  
金曜日

陶芸同好会では、隔月（偶数月）年6回、「陶工房」（世田谷区桜3-21-1）にて18:00~20:00まで、田中哲子先生による陶芸教室を開催しています。創作活動を楽しみながら会員交流を深めたい方、是非ご参加ください。

公益社団法人 世田谷法人会では、会員交流の場として「民謡同好会」「ゴルフ同好会」「陶芸同好会」の3つの同好会が活動を行っております。

同じ趣味、やりたいこと、好きなことを通じて、会員相互の親睦をより一層深めていただく機会として是非ご活用ください。

皆様のご参加、お待ちしております。

入会希望の方は、下記の入会申込書にご記入の上、事務局宛にFAX（03-3421-4226）またはメール（[info@setagaya.or.jp](mailto:info@setagaya.or.jp)）にてお申込みください。

入会  
申込

私は、同好会規約に同意し入会申込みをいたします。

### 入会申込書

	(いずれかに○をお願いします。複数入会も可)
	民謡 ・ ゴルフ ・ 陶芸
入会 申込日	
氏名	
法人名	
ご住所	〒
TEL	
FAX	
携 帯 番 号	
メール アドレス	
生 年 月 日	

※各同好会の規約は裏面をご確認ください。

## 公益社団法人 世田谷法人会 事務局

お申込み・お問い合わせ

TEL : 03-3410-1425 FAX : 03-3421-4226

URL : <http://www.setagaya.or.jp/> mail : [info@setagaya.or.jp](mailto:info@setagaya.or.jp)

## 公益社団法人世田谷法人会 民謡同好会 規約

- 第1条 (目的)  
本会は、民謡を通じて会員相互の親睦を深め、世田谷法人会の活性化を計る事を目的とする。
- 第2条 (名称)  
本会は、世田谷法人会民謡同好会と称する。
- 第3条 (会員資格)  
本会の会員は、世田谷法人会会員もしくは社員及びその家族とする。
- 第4条 (役員)  
本会には次の役員を置き、役員会を構成する。  
会長1名、会計1名  
2 本会には顧問を置くことができる。
- 第5条 (役員任期)  
役員任期は1年とし、留任は妨げない。
- 第6条 (事務局)  
本会の事務局は、会計宅に置く。
- 第7条 (入会)  
第3条の会員資格を有する者で、役員会で承認を得るものとする。
- 第8条 (退会)  
本人の申し出による外、次の場合には役員会で審議し退会させることができる。  
1. 第3条の会員資格を失った者  
2. 本会の名誉を甚だしく損じた者
- 第9条 (会費)  
本会の会費は年間12,000円とする。
- 第10条 (例会)  
本会は年間10回の例会を行う。
- 第11条 (その他)  
本規約に定めていない事項や変更が必要な事項は、役員会でこれを定める。
- 付則  
本規約は、平成26年4月1日制定、平成26年4月9日より施行する。

## 公益社団法人世田谷法人会 GOLF同好会 規約

- 第1条 (会員)  
本会は、公益社団法人世田谷法人会会員もしくはその会社の社員及び家族のゴルフ愛好者とする。
- 第2条 (目的)  
本会は、ゴルフを通じて会員相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 (会名称)  
世田谷法人会GOLF同好会
- 第4条 (開催期日及び年度)  
本会は、毎年2回の開催を原則とする。(ただし会員の要望があれば随時開催することとする)
- 第5条 (競技・ルール等)  
本会の競技は、原則として、18ホールズ・ストロークプレイとし、当面は新ペリア方式のハンデ戦とし、順位を決定するものとする。  
また、競技ルールは、原則として開催ゴルフ場のローカルルールを適用し、ティーインググラウンドにつき2以上の使用が可能な競技者は、選択し、そのコンペを通して使用する。
- 第6条 (参加費)  
原則として、コンペ1回につき参加費を負担する。参加費は、賞品代・パーティー費・雑費に充当する。尚、参加費の他に交通費の負担がある。  
キャンセルがあった場合は、キャンセルした者の責任において代替者を充当するものとする。尚、プレー当日を含む4日以内に代替者を充当できない場合はキャンセル料を負担する。
- 第7条 (賞品)  
賞品は、原則を優勝者・準優勝者・3位・5位・BBとし、外にBG・ニアピン・ドラコンにも賞品を設ける。ただし必要に応じてこれ以外の賞品を設けることができる。
- 第8条 (委員)  
本会には、会長・運営委員(幹事 2~4名)・競技委員(1名)を置く。  
①会長 堀 貢 運営委員 白敷 良人 岡田 三利  
②競技委員長・ハンデ委員長
- 第9条 (使用ティーマーク)  
競技当日に満70歳以上の者は、本人の申し出により、使用ティーマークを選択できるものとする。
- 付則  
本規約は、平成25年12月5日以後開催のコンペから適用し本規約に別段の定めなきものは、ローカルルール及びJGA規約によるものとする。

## 公益社団法人世田谷法人会 陶芸同好会 規約

- 第1条 (目的)  
本会は、陶芸を通じて会員相互の親睦を深め、世田谷法人会の活性化を図る事を目的とする。
- 第2条 (名称)  
本会は、世田谷法人会陶芸同好会と称する。
- 第3条 (会員資格)  
本会の会員は、世田谷法人会会員及びその家族とする。
- 第4条 (役員)  
本会には次の役員を置き、役員会を構成する。  
会長1名、副会長1名、幹事2名、会計1名、顧問1名
- 第5条 (役員任期)  
役員任期は1年とし、留任は妨げない。
- 第6条 (事務局)  
本会の事務局は、同好会会長宅に置く。
- 第7条 (入会)  
第3条の会員資格を有する者で、役員会で承認を得るものとする。
- 第8条 (退会)  
本人の申し出による外、次の場合には役員会で審議し退会させることができる。  
1. 第3条の会員資格を失った者  
2. 本会の名誉を甚だしく損じた者
- 第9条 (会費)  
本会の年会費は3,000円とする。
- 第10条 (例会)  
本会は年間3回の例会を行う。
- 第11条 (その他)  
本規約に定めていない事項や変更が必要な事項は、役員会でこれを定める。
- 付則  
本規約は、平成26年5月9日制定、平成26年5月9日より施行する。